

自動車税還付金委任状

熊本県自動車税事務所長 様

鉛筆の指示書きはすべて消してください

委任者（納税義務者）

下記自動車税の受領に関する権限を、下の受任者に委任しますので、私への還付金は受任者の口座へ振り込んで下さい。

※必須	標板	数字	ひらがな	数字
登録番号	<input type="checkbox"/> 熊			
	<input type="checkbox"/> 熊本			

令和 年 月 日記入 *日付、ヨミガナ、郵便番号、電話番号も必ず記入してください	実印押印欄
氏名 (名称) ヨミガナ	
住所 (所在地) 〒	
電話番号	

※印鑑証明の氏名、住所と一致すること

受任者（還付金の受領者）

住所 (所在地) 〒			
氏名 (名称)			
この委任状に関する 連絡先の電話番号		担当者 部署・氏名	
金融機関 名称		本支 店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
口座名義を カタカナで記入	*代表者氏名等は不要		

提出期限：還付事由が生じた翌月7日（7日が休日等の場合は直後の開庁日）

提出先：熊本県自動車税事務所 〒862-0901 熊本県熊本市東区東町4-14-37

Tel 096-368-4020 Fax 096-368-2299

※提出後最初に生じた還付金が自動的に委任状の対象となります。（二重払い等も含みます）

※同月中に複数の還付金が生じた場合は、すべて受任者の口座に振り込まれます。

※必須の添付書類 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）（コピー可）

※その他の添付書類（コピー可）

- ・委任者の氏名・住所の記載がある「自動車検査証記録事項」「登録識別情報等通知書」等
- ・委任者の姓・住所が車検証と違う場合は、つながりがわかる「戸籍の附表」「住民票」等
- ・相続人が申請する場合は「遺産分割協議成立申立書」「戸籍（除籍）謄本」等

※不要 領収書、納税証明書、譲渡証明書、輸出抹消仮登録証明書、捨て印

※納税義務者に未納の県税があるときは、地方税法第17条の2（還付金の充当）の規定により当該未納の県税に充当され、受任者の口座に振り込まれない場合があります。